

野田市学校給食センター給食調理等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、本市の学校給食の質を維持し、より安全安心な給食を子どもたちに提供するため、新築する野田市学校給食センターから給食提供を開始するに当たり、給食調理に係る優れた能力を有する民間事業者を選定することを目的とする。

上記目的を達成するに当たり、本業務は価格のみではなく、受託実績や安全安心な学校給食に対する考え方等も踏まえて総合的に判断し、最も適切な事業者を選定するため、プロポーザル方式による事業者選定を行うものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 野田市学校給食センター給食調理等業務委託
- (2) 業務内容 別紙「野田市学校給食センター給食調理等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間及び業務履行期間
 - ①準備期間
契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで
 - ②業務履行期間
令和8年9月1日から令和13年8月31日まで
- (4) 提案限度額 797,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、提案限度額には、令和8年度の準備期間に係る費用も含めるものとする。
提案見積金額は、提案限度額を超えてはならないものとする。

3 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、この公募開始の日から契約締結までの日において、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 令和7年度野田市入札参加資格者名簿の委託（中分類（学校・寮給食））に登載されている者であること。
- (4) 野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条例第9条に規定する暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (5) 千葉県暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第23条の規定に違反してい

る事実がないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年を経過していること又は当該応募申込日前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出していないこと。
- (8) 過去 10 年間（平成 27 年 11 月 26 日から令和 7 年 11 月 25 日まで）に、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する共同調理場において、1 施設につき 1 日当たり 1,000 食以上の調理業務（アレルギー対応を含む）の実績が、同一施設で継続して 3 年以上あること。
- (9) 過去 10 年間（平成 27 年 11 月 26 日から契約締結の日まで）に、学校給食業務において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業処分を受けていないこと。
- (10) 野田市公契約条例に定める事項を遵守すること。
- (11) 野田市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、別記「個人情報及び情報資産の保護に関する情報セキュリティ特記事項」に定める事項を遵守すること。

4 実施要領等の配布方法

- (1) 実施要領・仕様書の配布
令和 7 年 11 月 26 日（水）から令和 8 年 1 月 16 日（金）まで
- (2) 配布方法
市ホームページからダウンロード又は野田市教育委員会学校教育部学校教育課窓口で配布する。
市ホームページURL <https://www.city.noda.chiba.jp/>

5 質疑及び回答

- (1) 質疑方法
質疑がある場合には、質疑書（様式 2）を電子メールにて野田市教育委員会学校教育部学校教育課宛てに提出すること。なお、メール件名は「野田市学校給食センター調理業務委託プロポーザル質疑書（事業者名）」とし、メール送信後、野田市教育委員会学校教育部学校教育課へ電話で送信した旨を連絡すること。
- (2) 質疑書提出期限
令和 7 年 12 月 12 日（金）17 時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、本市のホームページで公表し、個別対応は行わない。
なお、回答は、本実施要領及び仕様書と同等の効力を有するものとする。
また、同趣旨の質問に対しては、まとめて回答する場合がある。

(4) 回答日

令和7年12月19日（金）

6 参加申込方法

(1) 提出期限

令和8年1月16日（金）17時までに必着とする。

(2) 提出場所

野田市教育委員会学校教育部学校教育課（野田市役所高層棟7階）

(3) 提出方法

持参又は郵送とし、持参する場合は、平日（土日祝日を除く）の午前9時から午後5時までに提出すること。

郵送の場合は、書留郵便によることとし、封筒の表面に「野田市学校給食センター給食調理等業務委託参加申込書類在中」と朱書きすること。送料は応募者負担とし、受取人払いについては受け付けない。また、市は郵送中の遺失、破損、遅延などの責任を負わない。提出期限までに、到達の有無を電話で学校教育課に確認すること。

(4) 提出書類

次の書類を提出すること。様式を指定している書類は、指定様式により作成し提出すること。

- ①応募申込書（様式1）
- ②申立書（様式3）
- ③企画提案書（様式4）
- ④財務諸表の写し（直近の過去2年間分）
- ⑤国税及び法人市民税の納税証明書
- ⑥公契約条例に関する誓約書（様式17）
- ⑦会社概要書（様式5）
- ⑧企画説明書（様式6号～14号に示す各書類）
- ⑨見積書（様式15）

(5) 提出部数

上記①～⑥に関して 1部

上記⑦～⑨に関して 正本（1部）・副本（6部）

(6) 提出方法

「上記①～⑥」と「上記⑦～⑨」はそれぞれ別のフラットファイルに綴じて提出すること。

(7) 提出書類作成の留意事項

企画提案書については、次の事項を遵守すること。

- ① 企画提案は、1 者 1 提案とする。
- ② 企画提案書は、A 4 版縦とし、横書きとすること。文字のサイズは 11 ポイント以上、印刷の色はカラー、白黒を問わない。様式 6 から様式 14 は、片面印刷で 17 ページ以内（表紙・裏表紙・目次を除く）とし、下部中央にページ番号を記入し、長辺を綴じること。
- ③ 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て参加者負担とする。

7 プレゼンテーションの実施

参加者を対象に次のとおりプレゼンテーションを実施する。なお、欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

(1) 実施日時及び場所

令和 8 年 2 月 6 日（金）

※開催時間や場所等の詳細は、参加者宛てに通知する。

(2) 実施方法

企画提案書等に基づいて行うこと。企画提案書等と異なる内容の説明や追加資料の配付などは一切認めない。ただし、企画提案書等に記載された内容について口頭やプロジェクター等による補足説明は認めるものとする。

(3) プレゼンテーション時間

1 者の持ち時間は、プレゼンテーションに 20 分、質疑応答に 20 分の合計 40 分とする。なお、事前準備、後片付けの時間は含まない。

(4) 参加人数

4 人以内とする。

(5) 実施環境

プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは市で用意するので、他に必要な機材は、参加者が準備すること。

8 審査及び選定方法

(1) 選定方法

企画提案書の審査及び選定は、野田市学校給食センター給食調理等業務委託プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置して、本実施要領で定めた基準及び審査方法により、企画提案書について総合的に審査し、その結果に基づく最高得点者を本業務の契約候補者として選定する。

なお、「企画提案書」を提出した者が1者の場合でも審査を実施し、選定の可否を決定する。

(2) 審査方法及び基準

選定委員会の委員が、下記の「①評価項目と配点」及び「②評価点」に従い評価、採点し、委員1名当たり110点満点、合計550点満点として、委員全員の評価点を合計した点数が最も高い参加者を、契約候補者として選定する。ただし、評価点の合計が最も高い参加者であっても、9「その他市にアピールできる提案」及び10「見積書（価格評価点）」以外の評価点が、満点（450点）の60%（270点）未満の場合は失格とする。

また、総合評価点の最高得点者が2者以上あるときは、「価格に関する事項」の評価点の高い者を第1位候補者とし、それも同点の場合は抽選とする。なお、審査基準については次のとおりとする。

① 評価項目と配点（110点満点）

	評価項目	評価の観点	配点	評価方法
1	受託実績 (様式6)	令和7年11月26日時点における学校給食センター調理業務の受託実績	10	受託している施設の中で、最も多い1日当たりの平均提供食数が、1,000食～1,999食は2点、2,000食～2,999食は4点、3,000食～3,999食は6点、4,000食～4,999食は8点、5,000食以上は10点とする。
2	安全安心な学校給食の提供に対する考え方等 (様式7)	① 安全安心な学校給食を提供するための理念や方針等 ② 学校給食調理業務を受託する上での受託事業者としての運営方針や調理ノウハウ等	10	安全安心な学校給食を提供するための理念等が提示され、かつ、運営方針や調理ノウハウ等が提案されている場合は6点とする。
3	危機管理に対する考え方・	① 食中毒や異物混入等の事故防止対策について	10	食中毒や異物混入等の事故防止対策

	非常時における考え方（様式8）	② 自然災害発生時又は緊急時の対応策及び本市への人的協力体制		が提示され、かつ、自然災害発生時又は緊急時の対応策・本市への人的協力体制が具体的に提案されている場合は6点とする。
4	安全衛生管理に対する取組等（様式9）	① 安全衛生管理に対する考え方について ② 安全衛生管理体制を構築するための仕組み、マニュアル、チェック方法等について ③ 熱中症や労働災害への対応と防止対策について	15	安全衛生管理に対する考え方が提示され、かつ、体制を構築する仕組み、熱中症防止対策等が提案されている場合は9点とする。
5	調理従事者の体制整備に対する考え方（様式10）	① 配置人数・組織体制 ② 業務責任者・副責任者等の配置、指揮命令系統 ③ 調理従事者の代替員確保、欠員補充対応策	15	調理従事者の体制整備に係る提案が、業務の執行に当たり妥当と考えられ、かつ、業務責任者等の配置、指揮命令系統、欠員補充対策等が具体的に提案されている場合は9点とする。
6	食物アレルギー対応食の提供体制について（様式11）	食物アレルギー対応食の提供体制について	10	食物アレルギー対応食の提供が具体的に提案されている場合は6点とする。
7	調理従事者の教育と業務開始までの準備計画（様式	① 調理業務の安全衛生や調理技術向上に対する教育・研修体制 ② 受託決定から業務開始までの準備及び研修の計画	10	調理業務の安全衛生等に対する教育・研修体制が構築され、かつ、業

	12)			務開始までの準備計画等が具体的に提案されている場合は6点とする。
8	地元雇用促進及び労働環境の整備に関する考え方（様式13）	① 地元住民の雇用計画 ② 従事者が働きやすい労働環境の整備	10	地元雇用計画や働きやすい労働環境の整備について具体的に提案されている場合は6点とする。
9	その他市にアピールできる提案（様式14）	その他、食育や学校給食の提供における提案者から市へのアピール	10	提案者として市へのアピールされた提案が評価できる場合は、配点の範囲内で評価する。
10	価格に関する事項（様式15）	価格評価点＝10×最低見積額÷見積額 （小数点第3位以下切捨て）	10	
合計点			110	

② 評価点（その他市にアピールできる提案及び価格に関する事項を除く）

区分	評価基準	得点	
A	特に優れている	15点	10点
B	優れている	12～14点	8～9点
C	標準的である	8～11点	6～7点
D	やや劣っている	4～7点	4～5点
E	劣っている	1～3点	1～3点

(3) 失格要件

次の要件に該当すると認められる場合は、失格とする。

- ① 参加者が本要領において定める資格要件を満たしていない。
- ② 企画提案書等の内容が本要領において定める要件を満たしていない。
- ③ 企画提案書等に不備（軽微な場合を除く。）又は虚偽の記載がある。
- ④ 2案以上の企画が提案されている。

- ⑤ 見積額が提案限度額を超えている。
- ⑥ その他、選定委員会において不適当と認められた場合。

(4) 選定結果通知

選定結果は、電子メールで通知する。なお、選定結果に対する一切の異議申立ては受け付けない。

(5) 契約の締結手続

契約候補者と本業務に係る随意契約による契約交渉を行うものとする。ただし、契約候補者に事故等があり、見積徴取等が不可能となった場合は、次順位者を契約交渉の相手方とする。

9 野田市公契約条例

(1) 公契約条例の適用

本契約は、野田市公契約条例（以下この項において「条例」という。）の適用を受けることから、本契約を受注した場合は、条例第5条に規定する労働者（以下「適用労働者」という。）に対して支払う1時間当たりの賃金が、野田市長が定める賃金等の最低額（以下「最低額」という。）以上でなければならないこと。

また、最低額以上の賃金の支払が適正に履行されているかどうかを確認するため、市が必要とする書類を提出すること。

最低額以上の支払の履行が確認できない場合は、立入調査、是正命令等の措置を行う。改善が見られないときは、契約を解除するとともに、その内容を公表し、違約金を徴収する。

なお、条例に係る手続等の詳細については、別添の「野田市公契約条例に係る特記事項（業務委託契約・プロポーザル用）」及び「野田市公契約の手引」（（<https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html>）野田市ホームページに掲載）を熟読の上、誤りのないように手続を行うこと。

(2) 公契約条例に関する誓約書の提出

本プロポーザルに応募しようとする者は、参加申込の際に公契約条例に関する誓約書（様式17）を提出すること。提出の無い応募は無効とする。

10 その他

- (1) 審査書類等は特別の場合を除き返却しない。また、審査書類は原則非公開とするが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、野田市情報公開条例に基づき開示する場合がある。なお、開示に支障がある場合は、プレゼンテーションの際にその旨を申し出ること。
- (2) 提出期限以後の企画提案書の修正は認めない。ただし、軽微な誤り等を修

正するもので、本市が指示するものを除く。

- (3) 協力事業者等を置く場合は、契約締結後速やかに申請し、発注者の承諾を得ること。協力事業者等に本業務の全部を委託、又は請け負わせないこと。
- (4) 参加申込後にやむを得ず参加申込を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式 16）を市に書面で提出すること。
- (5) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格要件に該当していたことが明らかとなった場合は、市は契約を解除することができる。なお、解除によって受託者に損害が生じたとしても、市はその損害を賠償する責任を負わない。

11 契約締結までのスケジュール

実施内容	日程
プロポーザル実施要領の公表 (ホームページ・公告)	配布開始 令和 7 年 11 月 26 日 (水) 配布場所 市ホームページからダウンロード又は 学校教育部学校教育課窓口にて配布
質疑書の提出期限	令和 7 年 11 月 26 日 (水) から 令和 7 年 12 月 12 日 (金) 17 時まで
質疑書の回答期限	回答 令和 7 年 12 月 19 日 (金) 市ホームページに掲載
参加申込書及び提案書提出期限	令和 7 年 12 月 22 日 (月) から 令和 8 年 1 月 16 日 (金) 17 時まで (必着)
プレゼンテーション	令和 8 年 2 月 6 日 (金)
審査結果通知	令和 8 年 2 月 13 日 (金)
契約締結	令和 8 年 3 月 予定

12 問合せ・提出先

野田市教育委員会 学校教育部 学校教育課 保健給食係

所在地 〒278-8550 千葉県野田市鶴奉 7 番地の 1

電 話 04-7199-4766 (学校教育課 保健給食係 直通)

メールアドレス gakkou@mail.city.noda.chiba.jp